

課税標準の分割に関する明細書(第10号様式)記載の手引

(令和6年改正)

3 よくあるご質問

従業者の数

Q1. 従業者とは?

- A. 従業者とは、当該事業所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これら性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいいます。したがって、従業者の数には、役員(無給の非常勤役員を含みます。)のほか、アルバイト、パートタイマー等の人数を含めてください。(地方税法施行規則第6条の2の2第1項、取扱通知(県)第3章9の1、取扱通知(市)第2章59)

Q2. 派遣労働者は、派遣元会社と派遣先会社のどちらの従業者の数に含めますか?

- A. 派遣労働者は派遣元会社から給与の支払いを受けますが、実際に勤務する派遣先会社の事業所等の従業者の数に含めます。(取扱通知(県)第3章9の1(2)ア、取扱通知(市)第2章59(2)ア)

Q3. 均等割の従業者の数の算定方法と同じですか?

- A. 原則として事業年度終了の日現在の事業所等の従業者の数を算定する点では同じです。ただし、以下の点については、異なります。
- ① 均等割の従業者の数については、寮等の従業者数を含みます。
 - ② 均等割の従業者の数については、アルバイト等の特例計算(取扱通知(市)第2章11)を行うことができます。
 - ③ 分割基準の従業者の数については、事業年度の中途で事業所等の設置、廃止又は従業者の数に著しい変動があった場合に月数按分計算(2ページ参照)を行います。

Q4. 事業年度の中途で事業所等を設置・廃止した場合の、従業者の数の算定方法を教えてください。

A. ポイント

- ・事業所等の設置・廃止などにより事業所等を有していた期間が1年に満たない場合や、従業者の数に著しい変動がある場合には、2ページ下のアからウの計算式により、従業者の数を算定します。
- ・月数の算定は、暦にしたがって計算し、1月に満たない端数が生じたときは1月とします。
- ・算出した従業者の数に、1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

(例)事務所設置日:令和6年5月15日、決算日:3月31日、事業年度終了の日現在の従業者数:50人
この場合、事務所を有している期間は10ヶ月と17日間ですが、1月に満たない端数(17日)を切り上げると、11月となります。

2ページ下のアの計算式にあてはめると、

$$50 \text{人} \times \frac{11\text{月}}{12\text{月}} = 45.8\text{人}$$

最後に1人に満たない端数(0.8人)を1人とし、分割基準の従業者の数は46人となります。

事業所等の数

Q5. 事業所等の数の算定方法について教えてください。

- A. 事業所等の数は、事業年度に属する各月の末日現在の数値を合計した数値です。つまり、各月末日時点で存在する事業所等の数を足しあげたものです。例えば、1つの事務所が1年間あったならば、1ヶ所 × 12ヶ月 ⇒ 事業所等の数は12となります。

①事業年度の末日が月の末日の場合

(例)
事業年度 令和6年4月1日～令和7年3月31日
a 事務所…12
b 事務所…12

事業所等を有していた期間													計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
a 事務所													12
b 事務所													12

各月末日の数値 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 24

②事業年度の末日が月の末日でない場合

(例)
事業年度 令和6年4月16日～令和7年4月15日
a 事務所…12
b 事務所…12

4/16 4/15													計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	計
a 事務所														12
b 事務所														12

各月末日の数値 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 0 24

③事業年度の中途に事業所等の新設・廃止がある場合

(例)
事業年度 令和6年4月1日～令和7年3月31日
a 事務所…12
b 事務所(令和6年5月15日設置)…11

5/15													計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
a 事務所													12
b 事務所													11

各月末日の数値 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 23

Q6. 事業年度中に月の末日が一度も到来しないときの事業所等の数の算定方法は?

- A. 解散や合併、決算期変更等があり、事業年度の期間が1月に満たないで、その上、その事業年度中に一度も月の末日が含まれない場合には、事業年度終了の日の事業所等の数となります。

(例)
事業年度 令和7年4月1日～令和7年4月15日(解散)
a 事務所…1
b 事務所(令和7年4月8日に廃止)…0

4月			計
	8日	15日	30日
a 事務所			1
b 事務所			0

各月末日の数値 1 1

編集発行

主税局課税部法人課税指導課

課税標準の分割に関する明細書(第10号様式)記載の手引

- (1) 本都と他の道府県に事務所若しくは事業所(以下「事業所等」といいます。)のある法人*又は本都の特別区と市町村に事業所等のある法人*(以下「都内分割法人」といいます。)が申告書を提出する場合は、この明細書を必ず添付してください。課税標準額のない法人についてもこの明細書を提出してください。その際、「課税標準の総額」欄及び「分割課税標準額」欄の記載を要しません。
- (2) 地方税法(以下「法」といいます。)第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業と併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。この場合において、都民税については、いざれか一方の明細書に記載してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業と併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出してください。この場合において、都民税については、いざれか一方の明細書に記載してください。
- *事業年度の途中に本都と他の道府県の間又は本都の特別区と市町村の間で本店を移転した法人を含みます。以下同様です。

1 分割基準

分割基準とは…

2以上の都道府県に事業所等を設けて事業を行う法人や都内分割法人が申告納付をする場合には、課税標準の総額を一定の基準で分割して関係地方団体ごとの分割課税標準額・税額を算定します。この一定の基準を分割基準といいます。

都民税の分割基準

(法第321条の13第2項、第57条第2項)

都民税の分割基準は、算定期間※1の末日現在における従業者の数をいいます。

事業税の分割基準

(法第72条の48第3項、第4項、地方税法施行規則第3条の14、第6条の2)

事業税の分割基準は、主たる事業の種目によって用いる基準が異なります。以下のアからオの区分にしたがって適用する分割基準を選択してください。各都道府県の課税標準額は、それぞれの方法で按分した額※2となります。

事業	分割基準	備考
ア 下記イからオ以外の事業	事業所等の数 及び 従業者の数	<課税標準額の総額の2分の1> 事業年度に属する各月の末日現在の事業所等の数を合計した数 <課税標準額の総額の2分の1> 事業年度終了の日現在の事業所等の従業者の数
イ 製造業	従業者の数	事業年度終了の日現在の事業所等の従業者の数 <資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人> 工場の従業者の数に、当該従業者の数 ^(注) の2分の1に相当する数を加算してください。 (注)工場の従業者の数が奇数である場合には、その数に1を加えて算定してください。
ウ 倉庫業・ガス供給業	固定資産の価額	事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事業所等の有形固定資産の価額※3
エ 電気供給業	発電事業等 特定卸供給事業 固定資産の価額	<課税標準額の総額の4分の3> 事業年度終了の日現在の事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものの価額※3 <課税標準額の総額の4分の1> 事業年度終了の日現在の事業所等の固定資産の価額※3
オ 鉄道事業・軌道事業	軌道の延長 キロメートル数	<課税標準額の総額の4分の3> 事業所等の所在する都道府県において、事業年度終了の日現在の発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電気的に接続している電圧66キロボルト以上の電線路の電力の容量※4 <課税標準額の総額の4分の1> 事業年度終了の日現在の事業所等の固定資産の価額※3
イ 電気供給業	電線路の電力の容量 及び 固定資産の価額	<課税標準額の総額の4分の3> 事業所等の所在する都道府県において、事業年度終了の日現在の発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電気的に接続している電圧66キロボルト以上の電線路の電力の容量※4 <課税標準額の総額の4分の1> 事業年度終了の日現在の事業所等の固定資産の価額※3
ア 小売電気事業等	事業所等の数 及び 従業者の数	<課税標準額の2分の1> 事業年度に属する各月の末日現在の事業所等の数を合計した数 <課税標準額の総額の2分の1> 事業年度終了の日現在の事業所等の従業者の数

分割基準の異なる事業を併せて行う法人においては、主たる事業の分割基準を使用してください。ただし、鉄道事業又は軌道事業とこれら以外の事業とを併せて行う場合は、課税標準をそれぞれの事業に係る売上金額により按分し※2、当該按分した額をその事業の分割基準により分割してください。

また、主たる事業が電気供給業で2以上の区分に該当する法人は、別途、使用する分割基準を判定する必要があります。

留意事項

※1 法人税額の課税標準の算定期間をいいます。以下同様です。

※

